沖縄島北部行動計画について (概要説明資料)

1. 計画の基本的事項について

1) 計画の目的

沖縄島北部行動計画は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地の うち沖縄島北部において、顕著な普遍的価値の維持・強化とその持続的利用及び地域社会の 持続的発展との両立を目的として、推薦地、緩衝地帯及びその周辺地域の自然環境の保護、保全、持続可能な利用等に係る各種制度を所管する管理機関*が、地域住民、観光事業者、農 林漁業者、研究者、地域団体、その他来訪者等の様々な関係者と緊密な連携・協力のもとで、 目的達成に向けた様々な管理行動を適切かつ円滑に進めるために策定するものである。

**管理機関:環境省、林野庁、沖縄県、関係町村(沖縄島北部においては国頭村、大宜味村、 東村、西表島については竹富町)

2) 計画の対象範囲

遺産候補地の顕著な普遍的価値を維持するために、推薦地、緩衝地帯及びその周辺地域を含めた地域が計画対象区域となる。

3)計画の構成

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地は4つの地域で構成される「連続性のある資産」として世界自然遺産への登録を目指しており、4地域に共通する全体目標や管理の基本方針は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画に示されている。

地域別の行動計画はこの包括的管理計画の下位計画として位置付けられる計画であり、4 地域の推薦地、緩衝地帯及び周辺地域において実施する管理面での対応を具体的に示すもの である。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産の他の推薦地である奄美大島、徳之島、西表島においても同様に行動計画が策定されており、包括的管理計画とこれらの地域別の行動計画を一体のものとして、相互に連動させながら運用することにより、4つの地域で構成される「連続性のある資産」の一体的管理を実現していく。

地域別の行動計画では、包括的管理計画に示された全体目標や管理の基本方針に基づいて、 4地域それぞれの特性と課題を踏まえて、管理の基本方針ごとに実施すべき取組事項を抽出 し、その具体的な内容、実施時期、役割分担、達成目標や評価指標等を示すこととする。

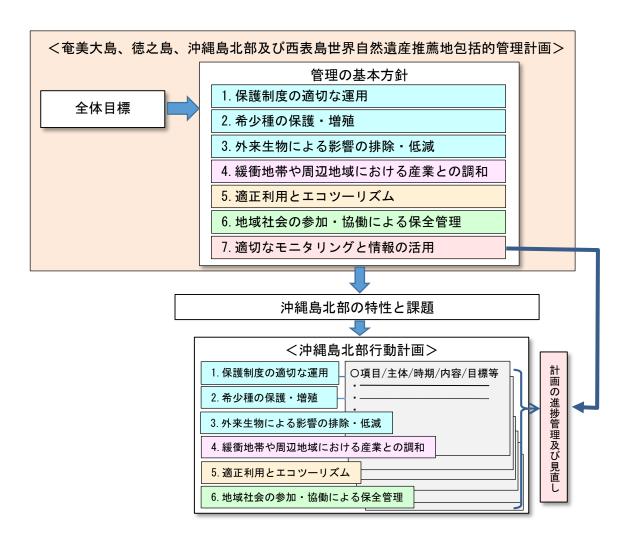


図1 計画の構成

4)計画の期間

地域別の行動計画は、概ね 10 年程度を計画期間とし、計画の実施時期を短期 (3 年以内)、中期 (4~6 年程度)、長期 (7~10 年程度) の3 段階に区分して示すことにより、行動の優先順位を明らかにする。

包括的管理計画の計画期間も概ね 10 年程度であり、計画終了時に見直しが行われることから、その結果は本計画にも反映することとする。

5) 計画の策定方法

沖縄島北部行動計画(資料 3 - 1)の策定に当たっては、別途作成された地域ごとの【課題リスト】(資料 3 - 2)の中から、実施の必要性、緊急性、有効性、実現可能性等を踏まえて、10年以内での実施に関して地域部会での一定の合意が得られた取組事項を抽出することとした。

6) 計画の進捗管理及び見直し(モニタリング・評価・調整のプロセス)

沖縄島北部行動計画に示された各取組事項に関しては、その実施状況及び指標のモニタリング結果に基づき、毎年、地域部会において定期的に点検・確認を行い、必要に応じて計画内容(実施主体、実施時期、事業内容、達成目標と指標等)の修正を行う。

また、地域部会では行動計画と合わせて【課題リスト】に関しても、毎年、点検・確認を 行うこととし、改めて10年以内の実施に関して地域部会での一定の合意が得られた場合に は、行動計画の見直しに反映する。

地域部会は、こうした行動計画の見直し過程で得られた各種情報、議論の概要、地域別行動計画の見直しの結果等を、「地域連絡会議」に報告する。

7) 計画の公表と意見聴取

沖縄島北部行動計画の策定及び見直しに当たり、計画対象区域内の住民に対して、その検 討の過程を含めて理解を深める機会を提供するため、地域部会での議論は地域住民が傍聴可 能な公開の場で実施する。

また、計画検討の経緯や計画内容に関する情報は、各種紙面やインターネット等の多様な 手段を用いて地域住民に公表したり、説明会等を開催したりすることにより、地域住民の意 見を直接聴取し、計画検討に反映する機会を確保するよう努める。

2. 沖縄島北部の特性と課題

1) 生態系・生物多様性

沖縄島北部の生態系・生物多様性の特徴は、大陸からの隔離とその後の島々の分離・結合の地史を反映して、同種や近縁種等が近隣地域から絶滅してゆく中でここだけに生き残っている「遺存固有種」や、島々の間で種の分化が進んでいることを示す「新固有種」と呼ばれる生物種が多く生息・生育することである。このような特徴を示す代表的な種としては、ヤンバルテナガコガネ、ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、リュウキュウヤマガメ、クニガミトンボソウなどが挙げられる。また、その他にも、ヤンバルクイナやノグチゲラなど、沖縄島北部にしか生息していない希少な生物が生息していることでも知られている。これらの多くの希少種は、主に沖縄島北部の常緑広葉樹林、渓流帯、雲霧林などに生息・生育しており、当該地域の生態系・生物多様性の保全にとってこれらの森林域は極めて重要である。

しかし、沖縄島北部ではマングースやノネコによる希少種の捕食が確認されているほか、世界の侵略的外来種ワースト 100 に含まれるアメリカハマグルマやツルヒヨドリ等の侵略性の高い外来生物の侵入など、外来生物による生態系・生物多様性への影響が懸念されている。加えて、希少種の違法採集・違法採取やロードキルの発生による希少種の個体数の減少や、過去の林道やダム等の整備に伴う希少種の生息環境への影響など、価値ある生態系・生物多様性を将来にわたって維持・保全していくうえでの課題を有している。

2) その他の自然環境

沖縄島北部には、慶佐次のヒルギ林などのマングローブ林や比地大滝、ター滝、安波のタナガーグムイに代表される自然渓流等、辺戸岬や茅打バンダ、ネクマチヂ岳など石灰岩の海食崖やカルスト地形、ウミガメの産卵地ともなっている砂浜や塩屋湾などの自然海岸等の多様な自然環境が存在する。また、希少種の生息・生育地としても重要な亜熱帯照葉樹の森は当該地域の自然環境や風景の基盤でもあるが、その多くは過去に人の手が入っているため様々な遷移過程の森林が混在している。

沖縄島北部の自然環境は、多様な要素が複合して一体的な環境や景観を形成していること、 また、森、川、海の連続性が保たれていることにその特徴がある。

沖縄島北部は琉球王府時代から木材資源の供給源として、また現在では沖縄本島全体の水源 地や農産物の生産地、県民の手頃なレクリエーションの場としての役割も果たしている。その ため、当該地域の緩衝地帯や周辺地域においては、林道をつかったゴミの不法投棄や捨てネ コ・捨てイヌ問題、オフロード車の乗り入れをはじめ、ダムや河川整備による水系の分断や人 工化、農地からの赤土流出等、自然環境を保全していくうえでの人為的な課題を有している。 また、沖縄島北部は台風常襲地帯に位置しており、島嶼でもあることから、台風や集中豪雨、 地震や津波に伴う河川や海岸、森林の大規模攪乱など、自然災害による自然環境への影響も懸 念される。

3) 観光利用

観光業は沖縄県の基幹産業に位置付けられており、平成 27 年度の沖縄県の入域観光客数は 793 万 6,300 人で、3年連続で国内客・外国客ともに過去最高を更新して 800 万人に届く 勢である (沖縄県入域観光客統計)。 やんばる地域の観光客数に関する正確な統計データはないが、沖縄県への入域観光客数の約 8%程度 (60~70 万人程度) がやんばる地域を訪問していると推定される。また、宿泊率は 3%以下と低く、大半が日帰り利用となっている (観光統計実態調査報告書)。沖縄島中南部地域からの県内客も相当数訪れているが大半は日帰り利用である。

利用形態は、辺戸岬や比地大滝などの景勝地や観光地めぐり、与那覇岳やネクマチヂ岳などの亜熱帯照葉樹林の散策、東村慶佐次のマングローブ林や安波ダムなどのダム湖を利用したカヌー体験、川遊び、海水浴や海浜でのキャンプなどが行われている。そのほか、ヤンバルクイナなどの沖縄島北部の生き物観察を目的とした利用も行われている。

沖縄島北部においては、現状では日帰り利用が多いため十分な観光収入が得られているとは 言えない状況にあるが、世界自然遺産への登録を契機として観光客数の増加や利用形態、利用 者ニーズの変化が予想され、滞在型観光やガイド同行によるエコツアーが増加することにより、観光収入の大幅な増加が期待されている。しかし、一方で観光客数の増加やエコツアー等により特定の場所への利用集中や推薦地への無秩序な入込が発生した場合には、生態系・生物多様性への影響やその他の自然環境の劣化につながる可能性もある。そのため、観光やエコツアー利用に伴う環境影響を未然に防止しつつ、観光需要の増大による経済効果の高めることが、世界自然遺産登録に向けた喫緊の課題である。

4) 地域社会

沖縄島北部の純生産額は 18,293 百万円で、第 1 次産業 2,858 百万円(15.6%)、第 2 次産業 4,061 百万円(22.2%)、第 3 次産業 11,374 百万円(62.2%)である(平成 24 年度沖縄県市町村民所得)。第 1 次産業生産額のうち農業が 95.3%を占め、周辺地域を中心として畜産(豚)やパインアップル生産等が盛んに行われている。林業は第 1 次産業生産額の 2.4%に過ぎないが、当該地域の森林は琉球王府時代より建築や造船の用材、薪、木炭といった沖縄の木材資源の供給地としての役割を担ってきた経緯があり、現在でも広葉樹チップや支柱材生産の他、特用林産物等が生産され、沖縄県における林業・林産業の拠点となっている。

やんばる地域の人口は現在約1万人程度であり、自然とともに生きてきた個性豊かな地域の 文化が集落地域に色濃く残され、地域ごとの伝統的な風習や祭りが継承されている。海と山に 囲まれた沖縄島北部の集落では、海と山を一体として捉え、一つの空間から自然の恵みを受け ているという空間認識が見られる。それを特徴づけるのが祭祀で、集落の邪気を払い豊作・豊 漁を祈願するシヌグや海神(ウンジャミ・ウンガミ)祭などはこれを象徴的に表している。このような祭祀は集落の伝統として受け継がれ、国頭村安田のシヌグ、大宜味村塩屋湾のウンガミが国指定重要無形民俗文化財に指定されている。

また、沖縄島北部の自然に関する総合的な情報提供を行っている「やんばる野生生物保護センター(ウフギー自然館)」、「やんばる学びの森」や「ヤンバルクイナ生態展示学習施設」などの自然観察や自然学習のための施設がある他、「山と水の生活博物館」や「芭蕉布会館」などの地域の生活・文化の学習拠点もあり、地元の小中学生を対象とした環境教育や文化教育も盛んに行われている。さらに、当該地域唯一の高等学校である沖縄県立辺土名高等学校には環境保全や自然保護に関する専門科目を有する「環境科」も開設されている。

沖縄島北部において、農業ではカラスやオオコウモリ、ノグチゲラによる柑橘類への食害が発生しており、被害防止のためのネットにノグチゲラが絡まり死亡する例も過去に発生している。また、林業では、近年は伐採量が大幅に減少していることから、森林の多面的機能の維持・増進、地域産業としての林業の活性化、就労・雇用の確保としての新たな森林利用、生物多様性に富んだ自然環境の保全を目指して、「やんばる型森林業」が模索されている。当該地域においては、生態系・生物多様性及びその他自然環境の保全と農林業との両立が重要である。

また、沖縄島北部の人口は年々減少傾向が続いており、人口流出と高齢化が進んでいることから、地域住民にとっては今後も地域社会の自立性を維持しつつ、伝統や文化を次世代に継承していくことが求められる。そのため、世界自然遺産への登録を契機として、情報共有、人的交流、普及啓発、人材育成の機会が増えることにより、地域住民の環境保全や自然保護に対する意識や理解が向上し、外部からも新たな人材が集まることが期待されている。

3. 包括的管理計画に示された管理の基本方針

沖縄島北部行動計画では、上位計画である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画に示された管理の基本方針を踏まえ、先に設定した沖縄島北部の管理目標を達成するために必要な取組事項を抽出し、行動計画として具体的な取組内容を記載する。管理機関及び関係者はこの行動計画に基づいて、積極的な連携・協力のもとで計画対象区域内における管理を実施する。

なお、行動計画として示した取組事項は、別途作成された課題リストの中から、実施の必要性、緊急性、有効性、実現可能性等を踏まえて、10年以内の実施に関して地域部会での一定の合意が得られたものであり、取組事項や計画内容については地域部会において毎年追加・見直しを行う。

包括的管理計画に示された管理の基本方針は以下のとおりであり、行動計画は基本方針として示された6つの柱ごとに一覧表形式で「事業項目」、「実施主体」、「実施時期」、「対象地域」、「事業の内容」、「目標と指標」、「備考(別途、検討・評価機関が設置されている場合には明記)」について整理して示す。

なお、7つめの柱である「7)適切なモニタリングと情報の活用」については、本計画の進 捗管理・見直しの仕組み(モニタリング・評価・調整のプロセス)及び行動計画に示された各 取組事項の実施過程に的確に組み込むことにより、順応的な保全・管理を実現する。

【管理の基本方針】

1) 保護制度の適切な運用

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地の将来にわたる存続を保証し、その顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、国内法令等に基づく保護制度を適用し、適切に運用する。

2) 希少種の保護・増殖

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種等の希少種を将来にわたって存続させるため、希少種に関する調査研究による知見の蓄積、希少野生動植物種に関する保護増殖の推進、希少種の交通事故等の防止、希少種の密猟・盗採の防止に関する取組みを推進する。

3) 外来生物による影響の排除・軽減

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種とその生息・生育環境に対する外来生物の影響を排除・軽減するため、侵略的外来生物の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応、既侵入の侵略的外来種の防除事業の計画的推進、イヌ・ネコによる影響の排除・低減、飼育・栽培個体による生態系への影響の防止に関する取組みを推進する。

4)緩衝地帯や周辺地域における産業との調和

計画対象区域の森林は、古い時代から地域の生活や産業に利用され、必要とする木材を地域内外に送り続けてきた歴史がある。また、当該地域の生物種の中には、適度な人為的攪乱のもとで維持されてきた環境を巧みに利用してきたものも存在する。当該地域ではこのような人為的な影響を受けつつも、森林の持つ高い回復力を背景に現在も生物多様性に富んだ優れた自然環境が維持されるに至っている。

このことを踏まえ、緩衝地帯や周辺地域における森林資源の持続的な利活用に当たっては、森林の回復力に留意し、世界自然遺産の価値を損なわないよう、十分に配意してこれを行う。

5) 適正利用とエコツーリズム

観光は遺産価値への理解を深める機会となる一方、無秩序な観光事業の拡大や過剰利用の発生は、遺産価値を損ない、来訪者の期待や満足度の低下をもたらす要因となることから、遺産価値の保全をしつつ持続可能な観光を実現するために、エコツーリズム等の持続可能な観光の戦略的推進、適切な利用コントロールの実施、エコツアーガイド等による普及啓発に関する取組みを推進する。

6)地域社会の参加・協働による保全管理

世界自然遺産の価値の保全と地域社会の持続的発展の両立に向けて、遺産価値に対する地域社会の理解向上と保全管理に対する参加・協働を促すために、開発事業における有効な環境配慮の実施、地域と協働した保全活動の実施、普及啓発及び教育活動の実施に関する取組みを推進する。

7) 適切なモニタリングと情報の活用

計画対象区域の保全・管理にあたっては、保全・管理対策の実施前に必要なデータを取得した上で、対策実施に伴う自然環境の変化等を適切にモニタリングし、モニタリング結果から得られた情報を活用してその後の対策に反映させることによって順応的な保全・管理を進めることを原則とする。地域別の行動計画の進捗管理においても、事業項目ごとに指標が設定されている項目については指標データのモニタリング結果に基づき目標の達成状況の確認を行い、計画の見直しに反映させる。

また、その他のモニタリング調査及び調査研究の成果から得られた情報・知見・技術についても広く集約・蓄積して、管理機関及び研究者間で共有し、計画対象区域の保全・管理に有効に活用していく。